

三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
第1条～第24条 省略 付 則 第1条～第2条の4 省略 (他の法律による給付との調整) 第3条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第17条の2を除く。)による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(合計して得た率から1を控除して得た率))を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、それらの合計額)を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額)とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。			第1条～第24条 省略 付 則 第1条～第2条の4 省略 (他の法律による給付との調整) 第3条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第17条の2を除く。)による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が2である場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(合計して得た率から1を控除して得た率))を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が2である場合にあつては、それらの合計額)を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額)とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。		
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金	0.86	傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この条において「障害厚生年金等」という。)	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第34条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林行業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条において「共済各法」という。)の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において	0.88		国民年金法による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金の事由と同一の事由によ	0.88

	同じ。)	
	昭和 60 年法律第 34 号第 5 条の規定による改正前の船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号。以下この条において「旧船員保険法」という。)の規定による障害年金	0.75
	昭和 60 年法律第 34 号第 3 条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条において「旧厚生年金保険法」という。)の規定による障害年金	0.75
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金	0.88
	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金(昭和 60 年法律第 34 号附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
	旧船員保険法の規定による遺族年金	0.80
	旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.80
	旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に準ずる率は、同項の

	り支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)	
	昭和 60 年法律第 34 号第 5 条の規定による改正前の船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号。以下この条において「旧船員保険法」という。)による障害年金	0.75
	昭和 60 年法律第 34 号第 3 条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条において「旧厚生年金保険法」という。)による障害年金	0.75
	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等	0.83
	国民年金法による障害基礎年金	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金(次項において「遺族厚生年金等」という。)	0.84
	国民年金法による遺族基礎年金(昭和 60 年法律第 34 号附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金及び平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	旧船員保険法による遺族年金	0.80
	旧厚生年金保険法による遺族年金	0.80
	旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金又は遺族厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に準ずる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に

規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率とする。

傷病補償年金	0.73
障害補償年金	0.73
遺族補償年金	0.80

- 3 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の左欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率)を乗じて得た金額(その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、それらの合計額)を365で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額)とする。

厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
国民年金法の規定による障害基礎年金	0.88
旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

以下省略

応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率とする。

傷病補償年金	0.73
障害補償年金	0.73
遺族補償年金	0.80

- 3 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の金額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の左欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が2である場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率)を乗じて得た金額(その金額がこの条例の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が2である場合にあつては、それらの合計額)を365で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額)とする。

障害厚生年金等	0.86
国民年金法による障害基礎年金	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

以下省略